

# 糸魚川市文化協会会則

## 第1章 名称と事務局

(名称)

第1条 本会は、糸魚川市文化協会という。

(事務局)

第2条 本会の事務局を糸魚川市教育委員会内に置く。

2 事務局は、事務局長および事務局員をもって構成する。

3 事務局長及び事務局員は、会長が指名し、役員会で承認する。

## 第2章 目的と事業

(目的)

第3条 本会は、芸術文化の振興を図り、心豊かな市民生活をめざし、各文化団体が相互に連携して、活発な文化活動を行い、糸魚川市の文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 会員相互の親睦、協調、連携及び発展に関すること。

(2) 文化事業の計画及び実施に関すること。

(3) 文化の保存及び調査研究に関すること。

(4) 関係機関、関係団体との連携、協調、事業共催又は後援に関すること。

(5) その他本会の目的達成に必要なこと。

## 第3章 組織

(会員及び組織)

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同する糸魚川市内の文化活動団体及び市民を以って組織し、次の部で構成する。

(1) 美術部

(2) 音楽部

(3) 芸能部

(4) 文芸部

(5) 教養学術部

(入会及び退会)

第6条 前条の各団体又は市民は、役員会の承認を経て入会又は退会することができる。

## 第4章 役員

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 3人

(3) 部長 各部より1人

(4) 副部長 各部より1人

- (5) 監事 2人
- (6) 代議員 各部より所属会員、3団体から1人及び個人会員6人から1人

(役員を選出)

第8条 本会の役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長は、役員会で選出し、代議員会で承認を得る。
- (2) 部長及び副部長は、各部で選出する。
- (3) 監事は、代議員会において、会員の中から選出する。
- (4) 代議員は、各部で選出する。

(役員の仕事)

第9条 本会の役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 部長及び副部長は、必要な会務を審議し、部会の運営にあたる。
- (4) 監事は、会計及び会務を監査する。
- (5) 代議員は、代議員会に付議された事項を審議する。

(役員の仕事)

第10条 本会の役員の仕事は、2年とする。ただし、再任はさまたげない。

2 役員に欠員が生じたときはこれを補充し、任期は前任者の残任期間とする。

## 第5章 会 議

(代議員会)

第11条 代議員会は、本会の最高決議機関であって、会長が毎年1回定期的に招集するものとする。ただし、必要があるときは臨時に招集することができる。

2 代議員は、代議員会に都合により出席できない場合は、所属する部会の会員の中から権限を委任した代理人を指名し、会議に出席させることができる。ただし、他の役員と兼ねることはできない。

3 代議員会で審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 本会の運営方針
- (2) 事業計画
- (3) 予算及び決算
- (4) 役員承認及び選出
- (5) 会則の改廃
- (6) その他

(役員会)

第12条 役員会は、必要に応じて会長が招集し、代議員会に提出する議案その他会務に関し必要な事項を審議する。

2 役員会は、会長、副会長、部長、副部長、広報委員長及び事務局長をもって構成する。

(部会)

第13条 部会は、必要に応じて部長が招集し、事業計画及び会務に関し必要な事項を審議し、役員会の承認を得て事業を企画実施する。

2 部会は、各会員団体の代表者1人と個人会員をもって構成する。

(会議の運営)

第14条 役員会の議長及び代議員会の議長は、会長とする。

2 会議は、半数以上の出席によって成立し、会議の議決は、出席者の過半数で決め、可否同数のときは、議長が決める。

(広報委員会)

第15条 本会に広報委員会を置く。

2 広報委員は、会長が役員会の承認を得て選任し、代議員会に報告するものとする。

3 広報委員長は、広報委員の互選により選任し、広報委員会の招集のほか、広報委員会を運営する。

4 広報委員会は、本会の広報活動に係る事業を検討し、役員会の承認を得て企画実施する。

## 第6章 会計

(経費)

第16条 本会の経費は、会費、補助金、事業収入、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は年額とし、団体会員は3,000円、個人会員は1,000円とする。

3 本会の運営に必要なときは、代議員会の承認を得て特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

## 第7章 補 則

(その他)

第18条 この会則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この会則は、平成18年4月8日から施行する。

2 本会の設立初年度の会計年度は、第17条の規定にかかわらず、設立日から平成19年3月31日までとする。

3 本会の設立総会において承認及び選出された役員の任期は、第10条の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

1 この会則は、平成21年4月12日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成27年4月28日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成29年4月28日から施行する。